

事業群評価調書(平成30年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	土木部住宅課
施策名	(4) 災害に強く、命を守る県土強靱化の推進	課(室)長名	高屋 誠
事業群名	⑥ 住宅、建築物の耐震化の推進	事業群関係課(室)	建築課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)							(取組項目)			
地震時の建物の倒壊等による被害の軽減を図るとともに安全なまちづくりを推進するため、木造戸建住宅や多数の者が利用する建築物の耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する支援事業を通して建物の耐震化率向上に取り組みます。							i) 多数の者が利用する建築物の耐震性を確保するための支援・取組 ii) 住宅の耐震性を確保するための支援・取組			
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合	目標値①		62%	68%	74%	79%	85%	85% (H32)	
		実績値②	53% (H26)	64%	70%				進捗状況	
②/①			103%	102%				順調		
耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物において、学校の公共建築物の耐震化を進めたことで、目標を上回る実績となった。民間建築物においても今後の耐震化へ向け、左記事業の活用により、設計や工事に着手している状況である。耐震診断は実施するものの、肝心の耐震化改修工事については多額の費用を要するケースが多く、この足を踏む状態となっていたが、これまでの説得等により、耐震化が進みだしたところ。										

2. 29年度取組実績(H30新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 (30年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			29年度事業の成果等	中核事業	
				H28実績	うち一般財源	人件費(参考)			指標	主な目標	H28目標			H28実績
1	取組項目	長崎県大規模建築物耐震化支援事業	H26-	126,152	126,152	0	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事において、地元市町が所有者に対して実施する補助事業に、県が市町を通じて助成を行う。	活動指標	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修補助件数(件)	6	0	0%	民間対象建築物において、耐震改修に6件が着手、5件が完了することができ、29年度末までに13件が耐震改修計画の作成を終えることができた。今後は耐震改修計画の作成を終えた建築物の早期の耐震化への着手を強く促していく必要がある。	○
				152,008	152,008	0				4	5	125%		
				225,501	225,501	0				4				
2	取組項目	耐震・安心住まいづくり支援事業	H20-	698	698	0	地元市町が実施する多数の者が利用する建築物の耐震診断及び緊急輸送路沿いの建築物の耐震診断、耐震改修計画作成に対する補助事業に対して、県が市町を通じて助成を行う。	活動指標	特定建築物の耐震診断実施件数(件)	8	2	25%	当該事業や他のアスベスト改修事業の個別訪問時に周知を図ったが、診断実施予定者の事業延期や方針変更(建替え実施)等により耐震診断実施件数は目標に達しなかった。今後も建築物の所有者(管理者)に対し、建築物の耐震に関する周知を行い、建替えも含めた耐震化の推進を図り、耐震改修については、市町を通じて費用の一部を支援し、耐震化に寄与するよう努めていく。	
				0	0	0				8				
				1,000	1,000	0				8				
								成果指標	多数の者が利用する建築物の耐震化率(%)	91	91	100%		
										92	92	100%		
										93				

3	取組項目 ii	耐震・安心住まいづくり支援事業(木造戸建住宅)	H18-	16,484	6,427	7,259	昭和56年5月以前に建てられた戸建て木造住宅の所有者	木造住宅の所有者が地元市町の補助事業を活用して耐震診断、耐震改修工事を行う場合、県が市町を通じて助成を行う。平成29年度は21市町を通じて128件耐震補助(診断90件、改修工事38件)を行った。	活動指標	住宅の耐震補助件数	269	181	67%	新聞広告等でのPR活動や無料相談会により、耐震化を図ることの重要性を広く県民に周知し、市町と協力して耐震診断や耐震改修工事を実施する戸建て木造住宅の所有者に対して、その費用の一部を支援し耐震化に寄与したが、耐震化率は目標に達しなかった。
				11,733	6,765	4,839			活動指標	木造戸建住宅への戸別訪問件数	334	128	38%	
											500			
				27,501	14,251	4,021			成果指標	住宅の耐震化率(%)	87	75	86%	
87	76	87%												
					86									

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 多数の者が利用する建築物の耐震性を確保するための支援・取組

耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物については、多額の自己負担を要することや県民の耐震化の必要性に対する認識が低いことから、これまでは耐震改修まで至ることができていなかったが、平成29年度においては事業の活用により、耐震改修に5件着手することができたほか、29年度末までに13件が耐震改修計画の作成を終えることができた。

また、上記以外の多数の者が利用する建築物については同様の理由や施主の長寿命化も踏まえた建替え計画へ方針変更等もあり、診断実施件数が伸び悩んでいる状況にある。平成28年度末には耐震診断結果の公表を行い、県民の関心もますます高まっている状況にあるため、今後も個別訪問等により技術的な相談対応や事業の説明を行う等、きめ細やかなフォローを実施していく必要がある。併せて大規模建築物の耐震化の実績を、他の建築物の所有者や県民の耐震化に対する意識向上に繋げていく必要がある。

ii) 住宅の耐震性を確保するための支援・取組

今までの新聞広告掲載等のPRや無料相談会を開催して県民への周知を図ったが、「耐震診断」への補助件数は前年度の約60%と成果が振るわなかった。これは、前年度は熊本地震の影響により診断件数が大幅に増加したため、2年前の耐震診断件数と比較すると約1.6倍と増加していることとなる。

「耐震改修工事」への補助件数においては昨年度の約1.2倍、2年前の1.4倍と増加傾向にあり、一定の成果はあったものと考えられるが、耐震化率の目標を達成するには耐震改修の実績件数の伸びが少なかった。耐震改修が進まない原因として①申請の手間や時間がかかり、②改修費用の自己負担が大きいことが考えられるため、

①30年度からは「補強設計」と「改修工事」を一括で、申請者の手間と時間を削減する

②高額な改修工事費用については、これまで最大工事費の2/3であった補助額を、30年度からは一定条件の下80%まで引き上げる2点の見直しを行った。

これらの見直しと同時に、市町が行う戸別訪問等と併せて、よりきめ細かい耐震化の促進を図る。

4. 30年度見直し内容及び31年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	30年度事業の実施にあたり見直した内容 (H30の新たな取組は「H30新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	31年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	長崎県大規模建築物耐震化支援事業	連動する国交省の補助の適用期限が、平成30年度までに耐震改修計画に着手したものが対象となっているため、個別訪問等により所有者に対して早期の耐震化への着手を促していく。 また、他の建築物や県民への耐震化の意識向上に係る波及効果を生み出すために、耐震改修が完了した建物に対して耐震性を有する旨を表示するためのプレートを交付する仕組と連動させる。	-	連動する国交省の補助の適用期限が、平成30年度までに耐震改修計画に着手したものが対象となっているため、個別訪問等により、所有者に対し、早期の耐震化への着手を強く促していく必要がある。	現状維持
2		耐震・安心住まいづくり支援事業	多数の者が利用する建築物の耐震化については、特殊建築物の定期報告に併せて耐震化の必要性について個別説明を行い、県民の意識向上を図っていく。	-	多数の者が利用する建築物については、引き続きこれまでのPRIに加え、他事業・行政指導と連携した周知活動を展開していく。	改善
3	取組項目 ii	耐震・安心住まいづくり支援事業(木造戸建住宅)	①30年度からは「補強設計」と「改修工事」を一括で、申請者の手間と時間を削減する ②高額な改修工事費用については、これまで最大工事費の2/3であった補助額を、30年度からは一定条件の下80%(上限100万円)まで引き上げる2点の見直しを行った。	-	県では、今年度から新たな制度に切り換えたが、補助窓口となる市町については既存制度を継続する意向が強いいため、新制度の活用による市町負担額の削減や、効率的な戸別訪問方法を説明することにより、新制度(アクションプログラム)採用を市町へ働きかけると共に県民への周知を図る。	改善

注:「2. 29年度取組実績」に記載している事業のうち、H29年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点